

税関様式C第 5081 号

通信事務郵便

簡易書留

通知番号	
------	--

通知番号 Notice No.	
--------------------	--

--	--	--	--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad
外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day
年 月 日

--

名あて人	
	殿

差出人 の氏名	
------------	--

住 所	
-----	--

国 名	個数	
-----	----	--

郵便物 の番号	
------------	--

品 名	
-----	--

--

通 貨	
-----	--

価 格	
-----	--

郵便物 の種類	
------------	--

〇〇税関〇〇外郵出張所
(出張所所在地)
(電話番号)
郵便事業株式会社〇〇支店

キリトリ線

連絡事項

外国から上記の郵便物が到着しましたので、右記連絡事項欄に記載の手続を行ってください。
税関への回答は、裏面の名あて人記載欄に必要な事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用してください。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送してください。
直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参してください。
ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご注意ください。
不明な点があれば、上記税関に問い合わせてください。受付時間は、（各出張所の実情による）です。
なお、裏面の「ご注意」も併せてご覧ください。

保留カード

通知番号

差出人		名あて人	
郵便物番号		保留開始	
郵便物個数		出 庫	
備 考			

▼ ご注意 ▼

1. 税関に提出した書類の返送をお求めの場合は、返信用封筒に切手を貼り同封してください。
2. 郵便物の内容を点検できる時間は、（各出張所の実情による）です。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は、原則として差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの名あて人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送してください。
4. 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物の配達時に課税通知書、納付書が併せて届けられますので、郵便事業株式会社に納付を委託のうえ郵便物と領収証書兼払込金受領証をお受け取りください。
 - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、郵便事業株式会社配達支店又は郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので、郵便事業株式会社配達支店からの案内の際に申し出てください。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には郵便事業株式会社配達支店での保管となりますので、同支店からの案内により同支店に納付を委託するか、又は日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。））にて納付のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取りください。

外 郵 出 張 所 地 図



受付印

切手を貼って
ください。

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

(出張所所在地)

郵便事業株式会社〇〇支店〇階

〇〇税関〇〇外郵出張所 行

--	--	--	--	--	--	--

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

名あて人記載欄